

平成20年第1回 積丹町議会臨時会

1月18日招集され、議案12件が審議され、同月24日閉会しました。

そのあらましについてお知らせします。

町政報告

「公立病院改革 ガイドライン」公表

12月21日の新聞(夕刊)において、国(総務省)の「公立病院改革ガイドライン(指針)」についての一斉報道がありました。この指針は、昨年6月成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方自治体が経営する病院事業が抱える多くの赤字が、当該自治体の財政運営全体に及ぼす影響が極めて大きい現状を踏えて、抜本的な改革の実施による健全

経営を促す必要に迫られていることから、昨年来、国において検討が行われ、その内容が注視されていたものです。

指針は、第一、公立病院改革の必要性、第二、公立病院改革プランの策定、第三、公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表、第四、財政支援措置等から成っており、公立病院改革プランの策定では、平成20年度内での改革計画の策定を求めるとし、改革の内容としては、当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方、や「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」などを計画するものとなっております。

そして、この改革プランの策定により、公立病院の再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う清算等に要する経費として「公立病院特例債」の発行が平成20年度に限り認められ、不良債務等を長期債務に振り替えることができることとし、不良債務の計画的な解消への支援が行われる内容となっております。

診療所への財政支援 既存診療所の該当は未知数

当町におきましても、この指針において、国保診療所の7億7,500万円を超える累積赤字の解消に向けた何らかの支援措置が受けられるよう、昨年来、北海道、北海道市長会及び北海道町村会の三者機関が、国に対して要望を行ってきた「市町村立病院事業等の不良債務等の抜本的な健全化支援措置の創設」の実現に、大きな期待を寄せてきた経緯にあります。

しかし、現時点におきましては、この「公立病院特例債」について、公立診療所をも対象とするものなのか否かは明らかではなく、また、対象になると仮定した場合においても、改革プランの策定が必要となり、当町の診療所の場合、既に入院及び夜間・土日の診療廃止や薬局の院外化など具体的な経営の効率化のための改革が進行している現状にあることから、公立病院特例債の適用については、難しいのではないかと予想しております。

また、指針の中の「第四、財政支援措置等」においては、公

立病院に関する既存の地方財政措置の見直しの一環として、公立病院に関する地方財政措置の重点化を掲げ、過疎地等における病院、診療所に係る地方交付税措置の充実を検討すること

が明記されておりますが、ここでいう「診療所」については、改革プランの策定に基づき病院から診療所への経営の縮小が行われた診療所を指すものか、あるいは、当町のような既に経営の効率化のための改革が行われている既存の診療所をも含めるものなのかどうかは、現段階では定かではないところです。

従いまして、引き続きこれら指針の運用に係る情報の収集に努めるとともに、道の指導助言も得ながら、財政健全化計画の実効性に資する適切な措置が講じられるよう努力を傾けてまいりたいと考えております。

味処しゃこたん運営事業等 指定管理者制度へ移行

町の直営による営業体制や採算性など長年の課題を抱えてきた経緯にあることから、平成19年度におきましては、逼迫した町財政の下での運営収支の赤字回避を最優先とせざるを得な

いものと判断し、営業を休止した経緯にあります。この間、平成20年度を含む今後の運営のあり方、方向性について、庁内検討を重ねる一方、公設民営方式としての指定管理者制度への転換の方向性について、民間の立場から町指定管理者選定委員会において広くご意見をいただいていたほか、補助事業で取得した公有財産の法的処分制限に係る課題整理等を行ってまいりました。

それらの結果から、今後の運営方式のあり方としましては、一、これまでの同施設の運営実績や町財政の現状を踏まえ、今後の運営赤字の補填や施設の老朽化に伴う修繕費の増高に係る町の財政負担等を考慮した場合、引き続き町の直営方式での運営を続けることは困難であると判断すること。

二、現状においては、公設民営方式としての指定管理者制度への転換を図ることが最も適切であると判断すること。

その場合の指定管理者の公募にあつては、地域性への配慮を優先し、町内事業者に限定した公募を第一に行うべき

こと。

しかし、仮に第一段階の地域限定の公募に対する適当な応募者がいない場合には、改めて、町外事業者の公募、更には当該施設の普通財産化による財産処分を検討することを考慮してまいりたいと考えております。

下水道使用料の引き上げ改定

高齢者の減額制度は存続

平成7年度から平成15年度までに整備を完了し供用を開始している町内5地区の下水道（集落排水施設）を運営する下水道事業特別会計が、供用開始当時の下水道使用料水準のまま現在に至っている一方、この間の施設整備に伴う公債費の増高により、経営収支の均衡維持が極めて困難な状況が続いてきた経緯にあるため、今後の町財政の健全化対策を踏まえて、一般会計

繰出金の抑制を基本とした経営収支の改善を図ることが特に急がれている現状にあります。そうした経緯を踏まえて、当該特別会計の健全維持と施設の円滑な持続運営の観点から、下水道平準化債の発行活用や北海道内の下水道使用料水準との現状比較などを助案し、下水道事業制度の趣旨に沿って、下水道使用料の引き上げを骨子とする改革の着手については、特に急がれるものと判断をいたしました。

なお、現行70歳以上の高齢者加入世帯に対する基本料金二分の一の減額制度については、関係諮問機関の答申に沿って、当分の間存続することとしました。町民の皆さんには、現下の厳しい経済情勢、生活環境の下ではあります。が、ぜひ、改革の重要性につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

業制度の趣旨に沿って、下水道使用料の引き上げを骨子とする改革の着手については、特に急がれるものと判断をいたしました。

なお、現行70歳以上の高齢者加入世帯に対する基本料金二分の一の減額制度については、関係諮問機関の答申に沿って、当分の間存続することとしました。町民の皆さんには、現下の厳しい経済情勢、生活環境の下ではあります。が、ぜひ、改革の重要性につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

議案第2号
平成19年度積丹町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
現行予算に6,600万円を追加之、3億4,772万7千円とするものです。

審議された案件

議案第1号

平成19年度積丹町一般会計補正予算(第5回)

現行予算に825万1千円を追加之、24億842万7千円とするものです。

歳入については、繰越金825万1千円を増額、歳出については、他会計繰出金(介護保険事業特別会計)825万1千円を増額するものです。

(原案可決)

議案第2号

平成19年度積丹町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

現行予算に6,600万円を追加之、3億4,772万7千円とするものです。

歳入については、国庫支出金1,718万2千円、道支出金1,061万円、支払基金交付金2,140万4千円、一般会計繰入金825万1千円、町債(財政安定化基金貸付金)580万円を増額、歳出については、居宅介護サービス等給付費6,600万円を増額するものです。

介護保険事業特別会計では、介護保険法に基づくサービス利用に係る介護給付費の支払いを行っているところですが、施設系サービスである介護老人保健施設への入所者並びに在宅サービスであるグループホーム利用者が増加等の要因により、平成18年度より介護給付費の支払いが増高しており、平成18年度から平成20年度までの第3期計画期間で予想した介護給付費の水準を超える支払が続いているところとす。

(原案可決)

議案第3号

積丹町美国地区緑地等利用施設条例について

味処しゃこたん運営事業等に係る積丹町美国地区緑地等利用施設を、指定管理者制度に移行するため、積丹町指定管理者選定委員会の答申を得て、地方自治法の規定に基づき、新たに積丹町美国地区緑地等利用施設条例を制定するものです。(積丹町管理及び運営に関する条例の廃止)

(原案可決)

議案第4号

積丹町集落排水処理施設に関する条例の一部を改正する条例について

下水道事業特別会計の財政健全化対策の一環として、下水道使用料の引き上げ改定を行うことについて、町行財政改革推進委員会の答申を得て、係る条例の一部を改正するものです。

(原案可決)

議案第5号から議案第12号までは、平成18年度積丹町各会計決算の認定についてで、いずれも原案どおり可決されました。

下水道使用料が改定されます

平成20年4月から基本料金が50%増

| 用途別 | 基本料金 水量 | 区分 | 現行 | 改正 | 比較率) |
|--------------|---------------------|------|--------|--------|-----------------|
| 一般用 | 10m ³ まで | 基本料金 | 1,000円 | 1,500円 | 500円 (50%) |
| | | 超過料金 | 80円 | 150円 | 70円 (88%) |
| 営業用及び 団体用 | 10m ³ まで | 基本料金 | 2,000円 | 3,000円 | 1,000円 (50%) |
| | | 超過料金 | 90円 | 150円 | 60円 (67%) |

施行時期：平成20年4月1日

70歳以上の老人加入世帯に対する使用料減免制度は、当分の間存続します。